

企画競争説明書

業務名称：ケニア国水資源アドバイザー業務

調達管理番号：20a01032

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」
とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年2月10日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年2月10日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：ケニア国水資源アドバイザー業務

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。

(●) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年4月 ～ 2024年4月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（４）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の13%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。

（６）部分払の設定

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します¹。

- 1) 2021年度末（2022年2月頃）

4 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：【契約第一課 川合 奈美 Kawai.Nami@jica.go.jp】

注）持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

地球環境部 水資源グループ水資源第二チーム

5 競争参加資格

（１）消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程

¹ 当機構は中期目標管理法に分類される独立行政法人であり、中期目標期間内に交付を受けた運営費交付金は当該中期目標期間内に計画、実施及び支出を行うことが原則となっています。そのため、現中期目標期間終了年度である2021年度末において、実施済み事業分に対する支払を行う必要があります。

(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

本件において、特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2021年 2月 22日 12時
- (2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）
注1）原則、電子メールによる送付としてください。
注2）電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。
注3）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：2021年 3月 1日までに当機構ウェブサイト上にて行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2021年 3月 5日 12時
- (2) 提出方法：
プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。
上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年1月25日版）」を参照願います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)
※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- (3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL
- (4) 提出書類：
 - 1) プロポーザル・見積書
 - 2) プレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）
- (5) プロポーザルの無効
次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。
 - 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
 - 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
 - 3) 虚偽の内容が記載されているとき
 - 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき
- (6) 見積書
本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他（以下に記載の経費）
 - 現地再委託経費（河川横断測量）
 - 資機材の調達
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
 - 特になし
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) 現地通貨 KES1=0.961860 円
 - b) US\$ 1 =103.735 円
 - c) EUR 1 =126.399 円
- 5) その他留意事項
 - 特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者／水資源管理
 - b) 水文モニタリング／濁水・洪水リスク評価
- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 22.00 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交

渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$\left(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格} \right) \div \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年3月19日（金）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトにて公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、失注者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についてもご確認ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます

す。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

- (4) プロポーザルの電子データについて
不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。
- (5) 虚偽のプロポーザル
プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。
- (6) プロポーザル作成に当たっての資料
プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。
- 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：
当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)
 - 2) 業務実施契約に係る様式：
同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」
(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：水資源管理にかかる各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／水資源管理

➤ 水文モニタリング／渇水・洪水リスク評価

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／水資源管理）】

a) 類似業務経験の分野：水資源管理にかかる各種業務

b) 対象国又は同類似地域：ケニア国及びその他全途上国

c) 語学能力：英語

d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 水文モニタリング／渇水・洪水リスク評価】

- a) 類似業務経験の分野：水文モニタリング、濁水・洪水リスク評価に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：ケニア国及びその他全途上国
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添

付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、*プレゼンテーションを実施しません。*

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／水資源管理</u>	(34.00)	()
ア) 類似業務の経験	13.00	—
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	—
ウ) 語学力	6.00	—
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	—
オ) その他学位、資格等	5.00	—
② 副業務主任者の経験・能力：	—	()
ア) 類似業務の経験	—	—
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	—
ウ) 語学力	—	—
エ) 業務主任者等としての経験	—	—
オ) その他学位、資格等	—	—
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	()	()
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
イ) 業務管理体制	—	—
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>水門モニタリング／渇水・洪水リスク評価</u>	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「ケニア国水資源アドバイザー業務」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 業務の背景

ケニア国は、人口5,257万人（2019年：国連）、面積58.3万km²（日本の約1.5倍）であり、国土の約83%を乾燥・半乾燥地域が占めている。同国では、従来の水不足に加え、開発に伴う水需要が増大しており、水資源の適切な管理が重要な課題となっている。加えて、世界的な気候変動による影響はケニア国においても大きな問題となっており、近年、エルニーニョ現象やラニーニャ現象も伴い、洪水や渇水のリスクが増加してきているとされている。

ケニア国は、流域単位での水資源管理を実施する為、2002年水法の施行により、水セクターのリフォームを実行し、水資源管理の実施機関である水資源管理庁（以下WRMA（Water Resources Management Authority））を設置した。その後、2016年には新水法（Water Act 2016）が制定され、WRMAは水資源庁（以下WRA（Water Resources Authority））として改編され、WRAの役割が明確化された。WRAは、モニタリングにより水資源の量・質を正確に把握・評価し、水利権の許認可を通じて、水資源を公平に配分することに加え、洪水被害軽減の為の役割を持つことが明確に示されている。

我が国は、ケニア全国の6流域を対象に、気候変動の影響も考慮した開発計画調査型技術協力「ケニア国全国水資源マスタープラン2030策定プロジェクト」（以下、「全国水資源M/P」）（2010年10月～2013年6月）を実施し、水資源管理能力強化のためのアクションプランの策定を支援した。同プランにおいて、今後の水資源開発・管理を強化するために、水資源の量・質のより効率的・効果的なモニタリング体制の構築を優先的に進めるべきとの提言がなされ、2017年1月から2019年5月にかけて「水資源管理アドバイザー業務」（以下、「前アドバイザー業務」）が実施された。そこでは、首都ナイロビの水瓶でもあるタナ流域区の上流域をパイロットプロジェクト地域として選定し、水文観測やデータ管理に関する様々な活動を実施し、水文観測所の維持管理ガイドライン及び水文データベース管理のガイドラインが作成された。しかしながら、依然として、水資源管理の基礎的な情報である水文データの収集、評価、分析の水準が十分ではなく、また、観測結果が有効活用されるまでに至っていない。

これまでの協力実績を有効に活用し、更にWRAとして新水法2016で求める機能に従い水資源管理の強化を実現するため、観測ネットワーク強化及びデータの観測・整理・蓄積・解析能力の向上と定着、洪水・渇水・気候変動など実際の水資源の課題解決に必要な観測結果の活用のためのWRA職員のスキル向上が必要とされている。

第3条 本業務の概要

(1) 上位目標

WRAによる水資源管理能力が強化される。

(2) 業務の目標

WRAによる水文情報の管理(観測・整理・蓄積・解析・活用)能力が強化される。

(3) 期待される成果

成果1 タナ流域区での気象・水文モニタリング計画が水資源観測の目的にあわせて更新される。

成果2 気象・水文データのモニタリング能力が強化される。

成果3 気象・水文データを整理・蓄積する能力が強化される。

成果4 気象・水文データの解析および活用能力が強化される。

(4) 活動の概要

1-1. タナ流域区での近年の洪水・渇水被害及び被害への対応状況について調査する。

1-2. 水資源管理分野における他の開発パートナーの協力状況について確認する。

1-3. 気候変動を考慮した洪水・渇水リスク評価の観点からタナ流域区の各観測所の位置づけを明確にする。

1-4. 観測結果の効果的な活用の観点からタナ流域区のモニタリング計画の見直しを行う。

2-1. 気象・水文観測所における観測施設、データ送信設備の運用状況を把握し、課題を分析する。

2-2. 気象・水文観測施設、データ送信設備の運用計画の策定支援を行う。

2-3. 気象・水文観測に使用する設備およびデータ送信設備の研修を行う。

2-4. 水位・流量曲線の作成を含む、現場での観測活動の能力強化を行う。

3-1. 気象・水文データの品質改善指導と品質管理基準の作成を行う。

3-2. 気象・水文データベースの現状を把握し、データベースの運営・管理の改善を行う。

4-1. 気象・水文データの基本的な解析として、流況整理、確率解析を行う。

4-2. 気象・水文データに係る気候変動の影響を解析する。

4-3. 洪水被害軽減に向けたWRAの役割とモニタリング結果の活用についてWRA関係部局と協議し整理する。

4-4. 渇水時の対応や水利用管理のためのモニタリング結果の活用・分析についてWRA関係部局と協議し整理する。

4-5. 気象・水文データおよび解析結果の公開と関係機関への周知を行う。

(5) 業務対象地域

本業務は、WRA本部において主な活動を実施する。ただし、現場での具体的な活動については、WRAの6つの流域区のうちタナ流域区をパイロット流域とする。

(6) 関係官庁・機関

- 1) 責任機関：水衛生省(MWS: Ministry of Water and Sanitation)
- 2) 実施機関：水資源庁(WRA: Water Resources Authority)

第4条 業務の目的

本業務に関し、「第3条 本業務の概要」に記載の活動を実施することにより、期待される成果を発現し、業務の目標を達成する。

第5条 業務の範囲

本業務は、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) 適切な水資源管理の推進を念頭においた水文情報の管理と活用能力の強化

本業務は、水資源管理の基礎・基盤となる水文情報の管理と活用能力の強化に係る活動を行うものであるが、水文観測（本業務では、表流水のみを対象とする）そのものが目的となってしまわぬよう、WRAの責務に応じた観測結果の活用強化も含めた業務を実施することで、本協力を実施した結果、開発課題の解決に貢献し、協力の意義が高まるよう、活動の際には十分に留意していく。

(2) 既往案件の成果を活かした協力

「全国水資源M/P」では、WRA(当時、WRMA)が保有している水位観測所の区分、座標、稼動状況およびデータの保管状況を整理、分析している。また、「全国水資源M/P」では、WRAにおける水資源管理に係る現状と課題が分析されており、アクションプランのひとつとして、水文情報マネジメントの強化が提案されている。

「全国水資源M/P」は、正式な政策文書と位置づけられており、ケニアの水分野の上位計画のひとつとして、同国の水分野の関係者には、認知されているものである。また、WRAの政策文書「ケニアにおける持続的な水資源のための規制強化」においても、Vision2030の達成に向けて、WRAは全国水資源M/Pに基づき、活動を実施していくこととしている。全国水資源M/Pのアクションプランを着実に実施していくことを念頭に、

本業務を通じて、WRAの職員の能力強化を図っていく。

また、2017年1月～2019年6月に実施した「前アドバイザー業務」では、タナ川流域区の上流域の6つの観測所において水文情報マネジメント強化を支援しており、水文観測所の維持管理ガイドライン及び水文データベース管理のガイドラインを作成している。これら「前アドバイザー業務」の成果を他の観測所にも普及すべく、前業務の成果を最大限に活用する。

更に、WRAには、本邦での水資源管理分野の課題別研修に参加した職員がいる。これら帰国研修員をカウンターパートとして活動に取り込んでいくことで成果の定着、持続性を図っていくこととする。

（３）我が国の経験・知見を活用した活動

我が国においては、「河川砂防技術基準」、「水文観測業務規程」等の基準やガイドラインに沿った、定期的・継続的な水文観測が河川分野の関係者の中では定着しており、これらの観測記録に基づき計画策定や設計が行われている。

一方、ケニア国においては、WRAのように水資源管理の役割を担っている組織ですら、未だ水文観測の目的が十分に理解されているとは言い難く、観測地点の適切な配置や観測頻度や精度についての改善の余地が大きい。

本業務では、我が国の経験・知見を活用しつつWRAの職員の啓発を行うとともに観測所の役割・位置づけ、観測頻度の見直し、観測値の質の改善を図っていくこととする。

（４）水法の改定を踏まえた柔軟な活動

水法（The Water Act）は、2010年8月27日に正式に公布された新憲法の制定を受け、2016年9月20日に改定されている（The Water Act, 2016）。同改定水法には、水分野の関連機関の役割の見直しやカウンティ政府の役割が追記されている。水法の改定に伴い、WRAは、従来からの水資源に関連する情報の収集、分析や伝達を担うことに加え、洪水被害軽減に係る責任が加えられている。業務の実施にあたっては、改定水法により規定されたWRAの機能に沿った活動を行っていく。

（５）他の開発パートナーやケニア関係機関との協調

本業務は、他の開発パートナーやケニア国内の関係機関と協調しつつ進めることで、より効率的かつ効果的に活動を実施できる可能性が高い。このため、コンサルタントは、他の開発パートナー等の活動の詳細を本業務の開始時に把握し、他の開発パートナー等との連携による成果の拡大や活動の重複の回避について検討する。

（６）評価５項目に留意した計画的な活動の実施

評価５項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に十分留意し、効果的・効率的に活動を行う。特に、持続性の確保には留意することとし、ケニア側の人員配置や予算確保状況には十分に配慮することとする。

(7) 活動の柔軟性の確保

キャパシティ・ディベロップメントを目的とする技術協力では、C/Pのパフォーマンスや取り巻く環境の変化によって、活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、活動全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じ業務の方向性について、適宜JICAに提言を行うことが求められる。

JICAは、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方カウンターパートとの協議、契約の変更等）を取ることにする。

(8) 安全管理の徹底

1) 現地での業務実施に当たってはJICAケニア事務所と連絡を密にとること。また、ケニア国内での安全対策についてはJICAケニア事務所の指示に従うこと²。

2) 宿舎については機構の安全基準を満たす必要があるため、確保に際してはJICAケニア事務所の指示に従い、必要な措置を講じなければならない。

3) ケニア国内（特に首都ナイロビ）における移動は、安全管理上、車輛移動を遵守すること。

4) また、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

第7条 業務の内容

業務の内容は以下を想定している³。

【業務全体に関すること】

(1) 既存資料の収集、整理、分析およびワーク・プランの説明・協議

本業務において必要な既存資料・情報や関連データを収集、整理、分析し、本業務の全体の実施方針、実施方法、活動計画等の基本方針を策定する。これらの基本方針の策定にあたっては、JICA本部及びJICAケニア事務所、C/Pとも十分に協議し、先方負担事項、タナ流域区中流域以外の観測所への活動方法について確認し、協議議事録を合意する。本業務開始後3ヶ月以内に、上記の分析・協議結果等を踏まえて、これらをワーク・プラン（英文）に取りまとめ、その内容について、JICAおよび関係機関等と合意する。

(2) モニタリング

コンサルタントは、JICA所定のモニタリングシート（英文）を活用し、日常的に業務のモニタリングを実施する。モニタリング報告は、業務開始時点と比べた成果の発現状況、業務の目標や上位目標達成に向けた見込みを活動結果に基づいて分かりやす

² 現地業務中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。

³ コンサルタントは、より効果的かつ効率的に本業務の目的を達成する方法があれば、プロポーザルにて提案すること。

く表現するとともに、業務の実施体制、運営上の工夫や教訓も含めて報告するものとする。

「第8条 報告書等」に記載のあるモニタリングシートを6ヶ月毎に作成し、JICA本部及びケニア事務所に提出することとする。

(3) 資機材調達等に係る業務

本業務においては、コンサルタントは業務開始後に調達が必要と判断される機材の有無および必要性が認められる機材（ソフトウェア含む）、数量、仕様等についてJICAに機材計画案を提出する。同計画案の機材については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2017年6月）」に基づいて調達・管理を行う。なお、これらの資機材の調達は、本契約内でコンサルタントが実施する。

(4) 広報

コンサルタントは以下への情報発信の広報活動を行う⁴。

- 1) 現地マスメディアへの発信
- 2) 現地関係機関や他援助機関・NGO等への発信

本業務に関係する現地機関、他援助機関・NGO等が、本業務に関心を持ち、積極的な参加・協力を行うために、適切な媒体・方法を通じて情報発信を行う。

3) 写真、映像

各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じ）を撮影し、成果品として提出する（全体で50枚程度を想定）。撮影に当たっては、本業務の成果を分かりやすく伝えられるよう、業務実施前と実施後が比較できるよう努める。なお、撮影した写真や映像の著作権はJICAに帰属するものとする。

(5) 現地業務結果報告書の作成

現地業務を終え、帰国する毎に現地業務結果報告書を作成し、JICAケニア事務所に報告する。

(6) 業務進捗報告書および業務完了報告書の作成

2022年2月下旬までの活動状況を取りまとめた業務進捗報告書（1）、2023年4月上旬までの活動状況を取りまとめた業務進捗報告書（2）を作成する。また、業務の全期間の活動内容を業務完了報告書として取りまとめる。

【成果ごとの活動】

(1) 成果1に係る活動

⁴ 効果的な広報手法をプロポーザルで提案すること。

1) タナ流域区の洪水・渇水被害及び対応状況に関する調査（活動1-1関連）

タナ流域区の近年の洪水・渇水被害及びその対応状況に関する情報・データを収集する。洪水予測を業務所掌に含む気象局(KMD)やその他の関連機関からの協力も得て情報収集を行う。収集情報・データに基づき、洪水・渇水のシナリオを複数設定した上で、これらのシナリオにおいて、より正確かつ迅速に気象・水文の時系列データをWRAが取得・分析・伝達していくための課題を分析する。

2) 他の開発パートナーによる協力の確認（活動1-2関連）

水資源管理分野においては、世界銀行の支援によりKenya Water Security and Climate Resilience Project (KWCSR)が実施されておりビクトリア湖北流域区のNzoia川をパイロット流域として流域管理強化支援、早期洪水警戒システムの為の自動水位観測システムの建設等を行っている。また、同プロジェクトによりWRA地域事務所(RO)及びサブ地域事務所(SRO)に各1台のPCが供与される計画である。また、オランダのDutch Water Authorities (DWA)も水資源管理に係る支援を行っている。これら他の開発パートナーによる活動について調査し、水文・気象データ観測・管理・解析、洪水・渇水リスク評価の視点からこれら他の開発パートナーによる成果が活用出来るものについては、活用する。

3) 表流水観測所の位置づけの明確化（活動1-3関連）

洪水・渇水リスク評価および水利用等の観点からタナ流域区の各観測所の役割・機能・位置づけについて明確にする。

WRAでは「全国水資源M/P」で提示した洪水重点地域(21箇所)の洪水観測網を整備することを重視している。タナ川流域区では下流域の2箇所(Lower YanaおよびIjara)が洪水重点地域とされている。また、タナ川上流域においても洪水被害発生リスクは高い為、人口や資産の集積状況等を考慮して、洪水リスク管理の視点から重要となる観測所が特定される必要がある。

「前アドバイザー業務」では、水文学的観点から「全国水資源M/P」で提案した将来的な表流水観測所26箇所を見直し、27箇所の表流水観測所を提案し、今後、観測・維持管理を継続していくことを提案している。この内、「前アドバイザー業務」では、タナ川上流域のMuranga SRO、Kerugoya SRO、Meru SROが管理する6箇所の水位観測所をパイロット活動対象として、流量観測を実施、水位流量曲線の作成を指導している。これら6箇所に加え、タナ流域区におけるその他の観測所の役割や機能、位置づけについて明確にする。

4) タナ流域区のモニタリング計画の見直し（活動1-4関連）

上記1)～3)の活動結果に基づき、洪水・渇水リスク評価や水利権管理の観点等からタナ流域区の既存のモニタリング計画を評価し、観測・解析結果の活用や将来的な水資源管理マスタープランの見直しを見据えて、モニタリング計画の改善・更新を提案する。

(2) 成果2に係る活動

1) 気象・水文観測所における観測設備、データ送信設備の運用計画の立案(活動2-1、2-2関連)

タナ流域区における観測所の気象・水文観測設備およびデータ送信設備の運用の現状を評価し、課題を抽出する。これら気象・水文観測設備およびデータ送信設備を継続的に利用していく上での運用・維持管理面での課題を分析する。課題分析の結果に基づき、WRAが気象・水文観測設備およびデータ送信設備を適切に運用・管理していくための計画を提案する。

2) 気象・水文観測に用いる機材・設備の操作・運用指導(活動2-3関連)

上記1)で提案した観測施設および設備の運用計画に基づき、既存の観測機材・設備の操作・運用について指導し、定期的な観測を実施する。モニタリング能力向上支援を行うにあたって追加で必要と判断された機材については、機材のリスト及び仕様書を作成する⁵。更に、活動に必要と判断された機材について調達し、WRAの職員に対して機材の使用に係る指導を行う。なお、機材の調達に関しては、他の開発パートナーによる協力との重複を避けるよう留意する。

3) 水位流量曲線作成のための支援(活動2-4関連)

タナ流域区の観測所における既存の水位流量曲線を入手し、河川横断測量及び流量観測の実施状況を把握する。入手した情報に基づき、水位流量曲線を評価し、課題を洗い出す。既存の水位観測所の水位流量曲線の精度を確認する為に、河川横断測量と流量観測を実施する必要がある場合は、それぞれ実施し、既存情報の妥当性を精査する。また、観測地点の状況に応じて、堆積・浸食等の横断面変化の履歴を調査し、その傾向を評価する。これらの活動に基づき、定期的な流量観測と水位流量曲線の作成と更新指導を行う。なお、河川横断測量を実施する場合は、現地再委託業務としての実施も可能とする。現地再委託業務が必要と判断した場合は、発注者に提案すること。発注者にて提案内容・調達要否を検討し、受注者による調達とする場合は、契約変更を行う。

上記2)でのモニタリング能力向上に係る研修や水位流量曲線作成に係る研修の実施においては、代表的な観測所での集合研修など効果的な研修の実施方法について検討し、提案する。なお、治安上の理由によりケニア国内の移動が認められていない地域の観測所については、同観測所を管理するROまたはSR0のスタッフを別の観測所での研修へ招待したり、もしくはオンラインによる研修への参加を促したりするなどの工夫を検討するものとする。

(3) 成果3に係る活動

1) 気象・水文データの品質改善指導と品質管理基準の立案(活動3-1関連)

観測結果が有効に活用されるためには、観測データの品質向上が重要であることから、

⁵ 想定される機材があればプロポーザルで提案すること。業務開始後に調達の必要性が確認された場合は、その段階でJICAに相談すること。

タナ流域区の観測所での気象・水文データについて、異常値の検知や補正、標準照査の手法について指導すると共に、それらをまとめたデータ品質管理基準(案)を作成し、観測データの品質確保に向けた指導を行う。

2) 気象・水文データベースの運営改善に向けた支援(活動3-2関連)

タナ流域区の観測所を管轄するWRA地域事務所およびWRA本部での気象・水文観測データの整理・照査・保存・伝達および利用状況について調査し、WRAにおける気象・水文データベースの課題を分析する。これら気象・水文データの管理に係る課題分析の結果に基づき、データベース管理の改善に向けた指導を行う。なお、本活動にあたっては「前アドバイザー業務」で作成された「水文データベース管理のガイドライン」を有効活用し、課題分析の結果に基づき、同ガイドラインを改善・更新する。

(4) 成果4に係る活動

1) 観測結果の有効活用に向けた気象・水文データの解析指導(活動4-1、4-2関連)

蓄積された気象・水文観測データを用いて、気象・水文モニタリングに係る基本的な解析として、流況整理、確率解析、気候変動の影響等についての解析について指導する。これらの指導を通して、WRA本部または地域事務所職員による気象・水文データの観測目的や観測・分析結果の活用についての理解促進を図る。

2) 洪水被害軽減に向けたWRAの役割と観測結果の活用方法の整理(活動4-3関連)

WRA本部および地域事務所／サブ地域事務所の関連部局のスタッフと、改定水法によりWRAの機能として規定された洪水被害軽減に関して、WRAの責務について協議し、WRAの役割・業務を整理することによって、気象・水文モニタリング結果の活用方法について整理する。

3) 渇水時の対応や水利用管理のための観測結果の活用・分析方法の整理(活動4-4関連)

上記2)と同様に、WRA本部および地域事務所／サブ地域事務所の関連部局のスタッフと、渇水対応に向けたモニタリング結果の活用やデータ分析方法について協議し整理する。また、渇水時に維持すべき河川流量(環境流量)や水利権制度の運用についての基本的な考え方については、WRAの「水配分ガイドライン(Water Allocation Guideline(2010年3月))」に準拠する。これら議論を通じて、WRA本部または地域事務所／サブ地域事務所職員による継続的な水位・流量観測およびこれら観測データやデータ分析結果の適切な管理の重要性についての理解促進を図る。

4) 観測結果の有効活用に向けた関係機関への情報共有と公開(活動4-5関連)

WRAによる気象・水文観測データの利用状況に加え、気象局やカウンティ政府等の関係機関への気象・水文観測データ及び解析結果の情報提供の方法・状況について調査し、課題を整理する。また、水文観測・解析結果を必要とする機関が適切に情報

にアクセス出来る様、情報の伝達・共有及び公開方法の改善について支援する。更に、観測データや解析結果を活用することが見込まれるステークホルダーへの情報共有・公開方法の周知を目的とし、関係機関を対象としたセミナーを開催する。セミナーについては、その計画（開催場所（ホテル等を想定）、参加者・招待者（最大100名程度）、内容、日程等）をC/Pと協議の上、開催する。

第8条 報告書等

（1）報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。本契約における成果品は、業務完了報告書とし、提出日は2024年4月25日とする。

報告書名	提出時期	部数
業務計画書 （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10営業日以内	和文3部
ワーク・プラン	業務開始から約3カ月以内	英文4部
Monitoring Sheet Ver. 1	業務開始から約3カ月以内	英文2部 データ
Monitoring Sheet Ver. 2	Ver. 1提出の6カ月後	英文2部 データ
業務進捗報告書（1）	2022年2月上旬	和文2部
Monitoring Sheet Ver. 3	Ver. 2提出の6カ月後	英文2部 データ
Monitoring Sheet Ver. 4	Ver. 3提出の6カ月後	英文2部 データ
業務進捗報告書（2）	2023年4月上旬	和文2部
Monitoring Sheet Ver. 5	Ver. 4提出の6カ月後	英文2部 データ
Monitoring Sheet Ver. 6	Ver. 5提出の6カ月後	英文2部 データ
業務完了報告書	業務完了時	和文5部 英文10部 CD-R4枚

業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、機構とコンサルタントで協議、確認する。

1) ワーク・プラン記載項目（案）

- a) 業務の概要（背景・経緯・目的）
- b) 業務の実施に係る基本方針
- c) 業務の実施の具体的方法
- d) 業務実施体制
- e) 業務フローチャート
- f) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- g) 要員計画
- h) 先方実施機関便宜供与負担事項
- i) その他必要事項

2) モニタリング・シート

モニタリング・シートは、JICA指定の様式に基づき作成すること。

3) 現地業務結果報告書

現地業務結果報告書には、以下の内容を含めることとする。

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題（計2～3ページ）
- 2) 活動に関する写真（1ページ程度）
- 3) その他（当該期間で実施したプレゼン資料等）

- 4) 業務進捗報告書／業務完了報告書記載項目（案）
 - a) 業務の概要（背景・経緯・目的）
 - b) 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
 - c) 業務目標の達成状況
 - d) 成果に係る活動
 - e) 投入実績
 - f) 業務の実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
 - g) 上位目標の達成に向けての提言
 - h) 今後の活動計画（進捗報告書のみ）
 - i) 添付資料（必要に応じて）

（2）コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業

務従事月報に添付して JICA に報告する。なお、ケニア側と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題（2 ページ程度）

イ 活動に関する写真（1 ページ程度）

ウ Work Breakdown Structure（WBS）

エ 業務従事者の従事計画／実績表

オ その他（当該期間で実施したプレゼン資料等）

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本業務の契約期間は2021年4月から2024年4月までの約36ヶ月間とする。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 26 人月 (M/M) (現地：約 23 M/M、国内約 3 M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/水資源管理（2号）
- ② 水文モニタリング/濁水・洪水リスク評価（3号）
- ③ 通信/イノベーション技術

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

河川横断測量

(4) 資機材の調達

本業務において資機材の調達は想定していませんが、コンサルタントにて提案があれば理由とともにプロポーザルに記載すること。

(5) 配布資料/閲覧資料等

1) 配布資料

なし

2) 公開資料

本業務に係る参考資料（JICA図書館ウェブサイトで入手可能 (<http://libopac.jica.go.jp/>)）は以下の通り。

- ・ケニア国「全国水資源マスタープラン2030策定プロジェクト最終報告書」
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014164.html>
- ・「The Republic of Kenya, the project on the development of the national water master plan 2030 : final report : Vol.1~Vol.7」
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014170.html>
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014171.html>
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014172.html>
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014173.html>
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014174.html>
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014175.html>
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014177.html>
- ・ケニア国「洪水に脆弱な地域における効果的な洪水管理のための能力開発プロジェクト プロジェクト業務完了報告書：第1巻～第4巻」

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000018464.html>

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000018465.html>

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000018466.html>

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000018467.html>

- ・ケニア国「水資源管理アドバイザー業務 業務完了報告書」

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12345062.pdf>

(6) 対象国の便宜供与（必要な場合に記載）

- 1) カウンターパートの配置
- 2) 事務所スペースの提供

(7) その他留意事項

特になし

以上